

○ 別紙3「「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の訂正について

(今回変更点は下線部)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 2 26 行目 (改正後)	(1) 届出書類の受取り 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。	(1) 届出書類の受取り 指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、 <u>共生型障害児通所支援事業者</u> 又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。
2	P. 3 24 行目 (改正後)	2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。	2 届出事項の公開 届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等、 <u>共生型障害児通所支援事業所</u> 又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。
3	P. 12 27 行目 (改正後)	④ <u>人員欠如減算の具体的取扱い</u> <u>(一) 指定通所基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）については、人員基準上必要と</u>	④ <u>(略)</u>

される員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。（二）、（三）及び（四）において同じ。）について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（二）（一）以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（三）常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

（四）多機能型事業所であつて、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。

4	P.37 21 行目 (改正後)	<p>⑮の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">以下、今回省略</div>	<p>⑮の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の12の3の保育・教育等移行支援加算については、移行支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型障害児通所支援事業所を退所して保育所等で受け入れられるようになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">以下、今回省略</div>
5	P.42 2 行目 (改正後)	(iii) 指定通所基準第66条第3項の基準を満たしていること。	(iii) 指定通所基準第66条第3項第1号の基準を満たしていること。
6	P.53 28 行目 (改正後)	<p>③ 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注3の特別地域加算については、2の(4)の②を準用する。</p>	<p>③ 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の②を準用する。</p>
7	P.54 1 行目 (改正後)	<p>③ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>	<p>④ 初回加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p>

	<p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>④ 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p>	<p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>⑤ 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。 なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p>
--	---	---

P.61 2行目
(改正後)

⑬ 地域移行加算の取扱い

- (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。

また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。

なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。

(二) (略)

- (三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

ア (略)

イ 死亡退所の場合

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

⑬ 地域移行加算の取扱い

- (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。

また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。

なお、平成33年3月31日までの間は、退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。

(二) (略)

- (三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

ア (略)

イ 死亡退所の場合

(四) (略)

(五) (略)

(六) (略)

9	P. 69 18 行目 (改正後)	<p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費 (I) 又は (II) 及び継続障害児支援利用援助費 (I) 又は (II) の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>(2) において算定した件数分</u>について、障害児支援利用援助費 (II) 又は継続障害児支援利用援助費 (II) を割り当て、それ以外の利用者について、<u>障害児支援利用援助費 (I) 又は継続障害児支援利用援助費 (I)</u> を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>	<p>(3) 障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて</p> <p>障害児支援利用援助費 (I) 又は (II) 及び継続障害児支援利用援助費 (I) 又は (II) の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、<u>40 件目 (相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合にあっては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数 (小数点以下の端数は切り捨てる。)) 以降の件数分</u>について、障害児支援利用援助費 (II) 又は継続障害児支援利用援助費 (II) を割り当て、それ以外の利用者について、<u>サービス利用支援費 (I) 又は継続サービス利用支援費 (I)</u> を割り当てること。</p> <p>なお、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に指定障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。</p>
10	P. 80 15 行目 (改正後)	<p>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は<u>当該障害児通所支援の提供場所</u>を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあた</p>	<p>10 サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障害児通所支援を提供する事業所又は<u>当該障害児通所支援の提供場所</u>を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。</p> <p>なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあた</p>

		<p>つては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</p> <p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p>	<p>つては次のような事項を確認し、記録するものとする。</p> <p>ア 障害児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況</p> <p>イ サービス提供時の障害児の状況</p> <p>ウ その他必要な事項</p>
11	P. 82 18 行目 (改正後)	(2) 手続 第四の <u>11</u> の(2)の規定を準用する。	(2) 手続 第四の <u>12</u> の(2)の規定を準用する。
12	P. 83 15 行目 (改正後)	(2) 手続 第四の <u>11</u> の(2)の規定を準用する。	(2) 手続 第四の <u>12</u> の(2)の規定を準用する。